

■□ 第3章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の基本理念

将来のあるべき姿

『 輝いて 自分らしく生きられるまち 鹿嶋 』

市民一人一人が多様性を認め合い、尊重し、誰もが男だから女だからと差別や区別されたり、人と違うからと排除されることなく、その個性と持てる力を発揮し、自らの意思で自分らしい生き方を選択し、その生き方に自信と誇りを持ち、誰もが生き生きと活躍できるまちを目指します。

そうして鹿嶋に生まれ育ち、暮らし、集う多様な人の中に「まち」への愛着と誇れる気持ちを育み、さらには、一人一人が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野に参画し、互いに支え合い、多様性に富んだ豊かで活力あふれる鹿嶋らしいまちづくりの実現を目指します。

男女共同参画社会とは…

～国第5次男女共同参画基本計画の基本的な考え方より～

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条第1号）と定義しています。

国の第5次男女共同参画基本計画では、目指すべき男女共同参画社会として、以下の4つの社会が提示されています。

- ▶ 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ▶ 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ▶ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ▶ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

2 第3次計画において強調すべき視点

本計画の策定に当たり、以下の6つの視点を強調すべき視点として掲げます。なお、ここに掲げる強調すべき視点とは、本計画におけるすべての目標や施策の方向性の前提となる共通の考え方を示しています。

視点1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と環境の整備

性別に基づく固定的な役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」など。）は、男性にも女性にも根強く残っており、そうした意識や性差に対する偏見、また、それらに起因する社会制度や慣行・慣習などは、依然として家庭や職場、地域など、社会のあらゆるところに存在しています。幼少期から長年にわたって形成されてきた、ジェンダー・バイアスやアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）による区別や差別は男女共同参画社会を実現しようとするときの大きな障壁となっています。

男女共同参画社会の実現は、女性の地位向上や差別撤廃を起点に取り組みが進められてきたため、女性の問題として捉えられがちですが、同時に「男らしさ」によって縛られてきた、男性にとっての生きづらさを解消しようとするものでもあります。つまり、性別やその置かれている環境にかかわらず、その時々ライフステージにおいて、全ての人がそれぞれの希望に応じた自分らしい生き方が選択できること、誰にとっても暮らしやすい社会を実現しようとするものです。

このため、男女共同参画の推進においては、自分には関係がないという人を作らないこと、性別や世代、同性間であってもその置かれている立場や状況によって課題が異なるということを認識し、あらゆる人が共感し正しい理解のもとそれらの解消が進むよう、それぞれに向けた啓発を推進し、市民一人一人が身近な問題として、自分の暮らしや働き方、意識を見つめなすとともに、社会全体として男女共同参画推進の意義が浸透し、行動に移していけるような環境づくりを推進していくことが重要です。

視点2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事は、暮らしを支えるとともに、社会への貢献や個人としての自己実現につながるなど、生きがいや喜びをもたらします。と同時に、家庭生活や地域社会との関わりなど、仕事以外の活動の場や役割を持つことは、生涯にわたり人生を豊かなものにします。

働く場では、依然として、雇用の不安定化による経済的リスクやキャリアの不安定化、長時間労働等により心身の健康を害したり、仕事と家庭の両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。また、地域経済を支える多くの中小企業は、人手不足が喫緊の課題となっています。労働人口が減少し、大介護時代を迎える今、これまでの無制約的な働き方ができる人材だけでは、事業運営は成り立たなくなります。ワーク・ライフ・バランスを重視する求職者が増えている中、中小企業の多くでは、ワーク・ライフ・バランスを推進しようとしても、人手不足やコスト面での課題により取り組みが進んでいない現状もあります。人材が採用できない、採用できても定着しない、技術やノウハウの継承ができないなどの悪循環、その間にベテランが退職してしまうなど、企業の存続を脅かす重大な経営課題であるとともに、地域の衰退にも関わる重大な問題でもあります。

ワーク・ライフ・バランスの推進には、企業における環境の整備だけではなく、そこで働く人や家庭などにおける固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）も大きな障壁となっています。

このため、誰もがその時々のライフステージにおいて、それぞれの希望に応じた柔軟な働き方、暮らし方が選択できるよう、働く場における環境の整備を推進するとともに、男女が働き方、暮らし方の意識を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて行動に移していくことができるよう、意識啓発を促進するなど、働く場と生活の場の両輪で取り組みを促進していく必要があります。

視点3 多様な人材の参画による地域社会の活性化

「まち」の最も大切な財産は、「人」です。性別や世代を超え多様な人材の参画が社会のあらゆる分野において進むことは、企業活動、行政、地域社会等に多様な視点や創意工夫が生まれることにより、すべての人に暮らしやすい社会をもたらすとともに、将来にわたって、活力ある持続可能な地域社会の構築につながります。

このため、多様性を認め、受け入れる風土を醸成し、誰もが自分らしく生きられる社会を目指し、あらゆる分野において多様な人材の参画が進むこと、さらにそれらの分野の政策・方針決定過程において、性別などの偏りなく多様な人材の参画を拡大していくことが重要です。

また、地域コミュニティにおいては、多様な人材がつながり、地域課題の解決や新たな価値の創造など、市民が主体的に活躍できる環境づくりを推進するとともに、家庭における役割を果たし、趣味に仕事に自己実現に、充実した生き方を重ねる「かっこいいオトナ」の存在を、次世代を担う子どもたちに見せていくことも大切です。

視点4

生活上の様々な困難を抱えた人に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規雇用労働者の増加などの就業構造の変化、経済社会の急速なグローバル化が進展する中で、貧困に陥る層が増加するなど、様々な生活上の困難を抱える人が増加しています。

特に女性は、出産・育児などによる就業の中断や非正規雇用に就きやすい就業構造、賃金や待遇などの男女間格差により、経済的な支援が必要となるリスクが懸念されます。貧困などによる生活上の様々な困難な状況は、次世代に連鎖し、未来を担う子どもたちの健やかな成長と社会へ参加する機会を奪うことにつながります。

また、障がい者や外国人、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者。LGBTQ*）など、社会的マイノリティは、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を背景に、多くの困難を複合的に抱えることがあります。

さらに、近年頻発する大規模災害や感染症の流行などの非常時は、すべての人々の生活を脅かすと同時に、平時における固定的性別役割分担意識を反映して、増大する家事や育児等の家庭責任が女性に集中しがちであること、女性や社会的弱者がより職を失いやすいこと、DV（ドメスティック・バイオレンス）の増加など、ジェンダーに起因する諸課題がより一層表面化しています。

そのため、多様性を認め、あらゆる人権に配慮し、生活上の様々な困難を抱える人々が直面する問題を解決していくとともに、今後も大規模災害等が発生する可能性が高いことを見据え、非常時に備え、「平時にできないことは非常時にはできない」「平時に起きることは非常時にも起きる」ということを念頭に、平時から男女共同参画の視点をもって取り組みを進めることが重要です。

* LGBTQ：Lesbian（レズビアン：同性を好きになる女性）、Gay（ゲイ：同性を好きになる男性）、Bisexual（バイセクシュアル：男性も女性も好きになる人）、Transgender（トランスジェンダー：心と体の性が一致しない人）、Questioning（クエスチョニング：自分の性別がわからない・意図的に決めていない・決まっていない人）の頭文字をとった言葉で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつとして使われている。

視点5

あらゆる暴力の根絶

男女間におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメントなど、あらゆる人権侵害による暴力が顕在化し多様化してきています。その被害者の多くは女性で、その背景には、女性に対する人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性があるなど、貧困等生活上の困難と暴力被害が複合的に発生している場合もあります。これらの人権侵害による暴力は、男女共同参画社会の形成を著しく阻害するものであり、社会全体で克服すべき重大な課題です。

自らの生き方を自らで選び豊かに生きるといった基本的な人権を大きく侵害する、男女間のあらゆる暴力と人権侵害の根絶をめざし、そうした暴力や人権侵害を容認しない社会風土の醸成を推進するとともに、一人一人が自分の身を守るために、被害を未然に防ぐための知識と意識を高めるための取り組みを一層強めていく必要があります。また、被害にあわれた方に対する相談体制の充実、保護から自立支援に至る各段階における切れ目のない支援など、あらゆる暴力の形態に応じた根絶のための総合的な取り組みが必要です。

視点6 生涯を通じた健康支援

心身の健康は、社会的要因に大きく影響を受ける面があります。その背景となる社会的課題を解消するとともに、健康に影響を与える社会的要因とその影響が男女で異なることや男女の異なる健康課題など、性差に応じた的確な健康支援と理解の促進が必要です。

とりわけ女性は、就業等の増加、生涯出生数の減少による月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇等、近年のライフスタイルの変化により女性の健康を脅かす疾病構造が変化しています。

誰もが自立して、自分らしく豊かな生き方を実現するためには、健康であることが前提となります。若年世代から高齢世代まで、性差により異なる健康課題やライフステージ特有の健康課題など、一人一人が健康について最低限知っておくべき知識を向上させ、健康に対する意識が持てるよう啓発を図るとともに、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めるなど、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取り組みが必要です。



SDGs（持続可能な開発目標）の視点

目標5「ジェンダー平等の実現」は、全ての目標の進展において、死活的に重要な貢献を果たすとされています。

男女共同参画の取り組みは、横断的に取り組むべき課題です。多様性を受容し、女性をはじめ、すべての人が参画できる土台をつくること、意思決定におけるプロセスに多様な人の英知を結集することで、前例にとらわれず、様々な社会変化に柔軟に対応できるしなやかなまちづくりを目指します。

* SDGs Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」という理念のもと、人類、地球およびそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17のゴール・169のターゲットから構成される。

【17の目標】 1. 貧困をなくそう / 2. 飢餓をゼロに / 3. すべての人に健康と福祉を / 4. 質の高い教育をみんなに / 5. ジェンダー平等を実現しよう / 6. 安全な水とトイレを世界中に / 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに / 8. 働きがいも経済成長も / 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう / 10. 人や国の不平等をなくそう / 11. 住み続けられるまちづくりを / 12. つくる責任つかう責任 / 13. 気候変動に具体的な対策を / 14. 海の豊かさを守ろう / 15. 緑の豊かさを守ろう / 16. 平和と公正をすべての人に / 17. パートナリシップで目標を達成しよう

3 施策の体系

将来のあるべき姿

P.29

『輝いて 自分らしく生きられるまち 鹿嶋』

市民一人一人が多様性を認め合い、誰もが、その個性と持てる力を発揮し、自分らしい生き方を選択し、その生き方に自信と誇りを持ち、誰もが生き生きと活躍できる社会を目指します。

強調すべき視点

P.30

- 視点 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と環境の整備
- 視点 2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 視点 3 多様な人材の参画による地域社会の活性化
- 視点 4 生活上の様々な困難を抱えた人に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 視点 5 あらゆる暴力の根絶
- 視点 6 生涯を通じた健康支援

基本目標

重点目標と施策の方向

基本目標 1

男女共同参画・ダイバーシティ社会の実現を目指した意識づくり

P.39



1 男女共同参画に関する正しい理解と意識改革

P.40

- (1) 男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った意識改革・慣行の見直し
- (3) メディアにおける男女の人権の尊重
- (4) 男女共同参画に関する調査・研究・情報収集・提供

2 男女共同参画社会の実現に向けた人づくり

P.46

- (1) 家庭や地域における男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
- (2) 学校における男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

基本目標

重点目標と施策の方向

基本目標 2

誰もがあらゆる分野
に参画し、活躍でき
る社会づくり

P.50



1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ★

P.51

- (1) 市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 女性のエンパワーメントと人材活用

2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 ★

P.59

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発
- (2) 家庭生活における男女共同参画の推進
- (3) 職場における環境づくり
- (4) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実
- (5) 男性の子育てや介護、地域活動への参加支援

3 働く場における女性の社会参画への支援 ★

P.66

- (1) 働く場における環境の整備と風土改革
- (2) 女性のキャリア形成、復職・再就職に向けた支援
- (3) 女性の起業に対する支援の強化
- (4) 農林水産業分野における女性参画の推進

4 地域における男女共同参画の推進

P.73

- (1) 生涯学習の充実と参加しやすい環境の整備
- (2) 地域人材の育成と活動支援

基本目標 3

生涯を通して、誰も
が健康で安心して暮
らせる社会づくり

P.79



1 生涯を通じた心身の健康支援 ★

P.80

- (1) 生涯を通じた健康の保持・増進支援の推進
- (2) 性と生殖に関する健康支援

2 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶 ☆

P.84

- (1) 暴力の根絶に向けた意識啓発
- (2) 被害者相談・支援体制の充実

3 様々な生活上の困難や課題を抱える方への対応

P.89

- (1) ユニバーサルデザインによる環境整備の推進
- (2) 生活困窮者やひとり親家庭等生活上の困難を抱える方に対する自立支援の充実
- (3) 地域や社会全体で支える福祉の充実
- (4) 多様な性に関する理解と正しい知識の普及・啓発
- (5) 男女の特性、視点を生かした地域防災・防犯の推進

★女性活躍推進法に基づく「鹿嶋市女性活躍推進計画」

☆DV 防止法に基づく「鹿嶋市配偶者等からの暴力対策基本計画」

4 基本目標ごとの重点的に取り組む施策

【 基本目標 】

男女共同参画・
ダイバーシティ社会の
実現を目指した
意識づくり



【 重点的に取り組む施策 】

- ★若い世代に向けたライフキャリアデザインに関する学習機会の提供
- ★世代や性別によって異なる課題の調査・研究と、それらの解消に向けた対象別啓発事業の実施
- ★行政が発信する情報における男女共同参画の視点に立った表現の促進

誰もが
あらゆる分野に参画し、
活躍できる社会づくり



- ★市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ★ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者への支援
- ★家庭生活における固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発事業の実施
- ★女性の起業、復職・再就職に向けた支援
- ★市民活動団体等のネットワークづくり支援

生涯を通して、
誰もが健康で安心して
暮らせる社会づくり



- ★女性のヘルスリテラシー*向上のための取り組み
- ★男女共同参画の視点に立った防災・避難・復興体制におけるマニュアルの点検

*ヘルスリテラシー…健康や医療に関する情報を入手、理解、評価、活用するための知識、意欲、能力のこと。それによって、日常生活におけるヘルスケア、疾病予防、健康増進について、判断・意思決定をし、生涯を通じて生活の質を維持・向上につなげていくことが期待される。



5 計画の推進における市民・事業者・行政の役割

《 市民・事業者・行政の役割分担と連携・協力による計画の推進 》

将来像『輝いて 自分らしく生きられるまち 鹿嶋』の実現に向け、本計画を推進していくにあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担い、十分にコミュニケーションを深めながら、相互の信頼と合意のもとに、一人一人ができることから行動を起こし、ともに男女共同参画を進めていく必要があります。そのため、それぞれの役割を次のようにすることとします。

市民・市民団体

《日常生活での推進》

- ★自分らしさを大切にしよう
- ★ジェンダーバイアス（社会的・文化的につくられた性差による偏見）やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に気づき、それらの解消に向け意識と行動を見直そう
- ★職場や家庭、地域などあらゆる場面において、多様な人の考えを尊重し、対等な立場で協力し合える関係を築こう
- 《まちづくりへの積極的な参加》
- ★一人一人が積極的にまちづくりや地域活動に参加しよう

事業者

《事業活動での推進》

- ★職域や採用、昇進などにおける男女の実質的な格差を解消するとともに、働く誰もが不当な取り扱いやハラスメントを受けることなく、持てる能力を十分に発揮できる働きがいのある職場づくりを実現しよう
- ★従業員に対し、男女共同参画の考え方の重要性を浸透させよう
- ★仕事と生活を両立できるよう、職場における環境づくりに努めよう
- 《市との連携》
- ★事業者にとっての男女共同参画、ダイバーシティ&インクルージョンを推進する意義を正しく理解し、市と協調して取り組みを推進しよう

行政

《施策の推進》

- ★市が実施するあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映され、市民一人一人が個性と能力を発揮し、多様な生き方が選択できるよう、社会環境や条件の整備を進めます。
- 《市民・事業者との連携》
- ★市民・事業者と、共に男女共同参画のまちづくりのあり方を考え、連携・協力し、それらの実現に向けた施策を実施します。
- 《国・県との連携》
- ★国・県など関係機関と十分に連携を図り、協調して男女共同参画の推進を図ります。

将来のあるべき姿

『 輝いて 自分らしく生きられるまち 鹿嶋 』